

地域建設業経営強化融資制度 Q&A 目次

Q 1 : 地域建設業経営強化融資制度とはどのような制度ですか。 ……………	1
Q 2 : これらの制度を利用するメリットは何ですか。 ……………	1
Q 3 : どのような工事で利用できますか。 ……………	1
Q 4 : どのような建設業者が利用できますか。 ……………	2
Q 5 : どのような団体が債権譲渡先になれるか。 ……………	2
Q 6 : 融資制度の相談窓口はどこになりますか。 ……………	3
Q 7 : 債権譲渡とはどのようなものですか。また、停止条件付債権譲渡を採用していますが、それはどのようなものですか。 ……………	3
Q 8 : 債権譲渡の対抗要件とはどのようなものですか。またどのような手続を行えばいいのですか。 ……………	4
Q 9 : 債権譲渡を承諾する時点はいつですか。また、承諾に当たっての当該工事の出来高確認はどのように行いますか。 ……………	4
Q 10 : 工事請負代金の振込先の変更はどのように行いますか。 ……………	5
Q 11 : 債権譲渡承諾後に部分払や中間前金払の請求はできますか。 ……………	5
Q 12 : 債権譲渡後に請負金額の変更があった場合はどうなりますか。 ……………	5
Q 13 : 下請保護については、どのような方策が用意されていますか。 ……………	5
Q 14 : J Vについても利用可能ですか。 ……………	6
Q 15 : 元請業者の瑕疵担保責任はどのようになりますか。 ……………	7
Q 16 : 履行保証契約をしている場合にも利用できますか。 ……………	7
Q 17 : 元請業者が倒産した場合の手続はどうなりますか。 ……………	7
Q 18 : これらの制度の利用により、元請業者が発注者から不利益を受けたり、風評被害にあうことはありますか。 ……………	7

Q 1 : 地域建設業経営強化融資制度とはどのような制度ですか。

A : 地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月31日付け土木局長通知「地域建設業経営強化融資制度について」に規定する制度をいう。）は、元請業者から一定の債権譲渡先への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者に対して融資を行うものであり、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができます。また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が元請業者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第1号の規定に基づき、金融保証を行うことができます。ただし、保証事業会社による金融保証は、前払金の支払いを受けた工事のみが対象となります。

Q 2 : これらの制度を利用するメリットは何ですか。

A : それぞれ次のようなメリットがあります。

(1) 元請業者のメリット

工事の途中段階で、元請業者が有する工事請負代金債権を現金化できるため、資金繰りの改善、経営力の強化を図ることにより、経営基盤の安定を確保することができます。また、(財)建設業振興基金や保証事業会社の債務保証を受けることにより、企業単独で借入れを行うよりも低利で安定的な資金調達が期待できます。

(2) 下請業者等のメリット

債権譲渡先は、融資に際し、元請業者の支払状況及び支払計画を確認するため、下請代金支払いの適正化が行われます。

(3) 債権譲渡先のメリット

債権譲渡先は公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を受け、それを担保としますので、リスクはほとんどなく、融資を行うことができます。

(4) 金融機関のメリット

(財)建設業振興基金や保証事業会社の保証(100%)が付いた融資であり、建設業者への個別の融資に比べ手間も省けるため、極めて低いリスク・低いコストで融資が行えます。

(5) 発注者のメリット

これらの制度の活用は、建設企業の資金繰りの改善、経営力・施工力の強化に資することにより、工事の適正な施工の確保に寄与します。

Q 3 : どのような工事で利用できますか。

A : 以下を除く工事が対象です。

- (1) 以下の工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に亘る工事
ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
ウ 債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ残工期が1年未満の工事

- (2) 甲が役務的保証を必要とする工事
- (3) その他乙の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

なお、対象工事は、平成21年10月1日以降において契約中の工事である必要があります。また、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事については、低入札価格調査制度を導入した以降に適用することとします。

Q4：どのような建設業者が利用できますか。

A： 原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の元請業者が対象です。（牛久市内業者はすべて該当します。）

なお、この要件の確認は、債権譲渡承諾依頼書に資本等の額及び従業員数を記載することにより行います（明らかに要件を満たさないと考えられる場合を除き、貸借対照表等による確認は必要ありません）。債権譲渡承諾依頼書に資本等の額及び従業員数を記載する欄がない場合も、譲渡人名の下部等の適当な場所に記載することになります。

Q5：どのような団体が債権譲渡先になれますか。

A： 債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る元請業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、元請業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とされています。

平成20年11月12日現在、次の3者が民間事業者として財団法人建設業振興基金により認定されています。（※それぞれ、北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び西日本建設業保証株式会社の完全子会社です。）

○北保証サービス株式会社

住所：北海道札幌市中央区北4条西3丁目1番地

TEL：011-241-8654

○株式会社建設経営サービス

住所：東京都中央区築地5丁目5番12号

TEL：03-3545-8523

○株式会社建設総合サービス

住所：大阪府大阪市西区立売堀2丁目1番2号

TEL：06-6543-2848

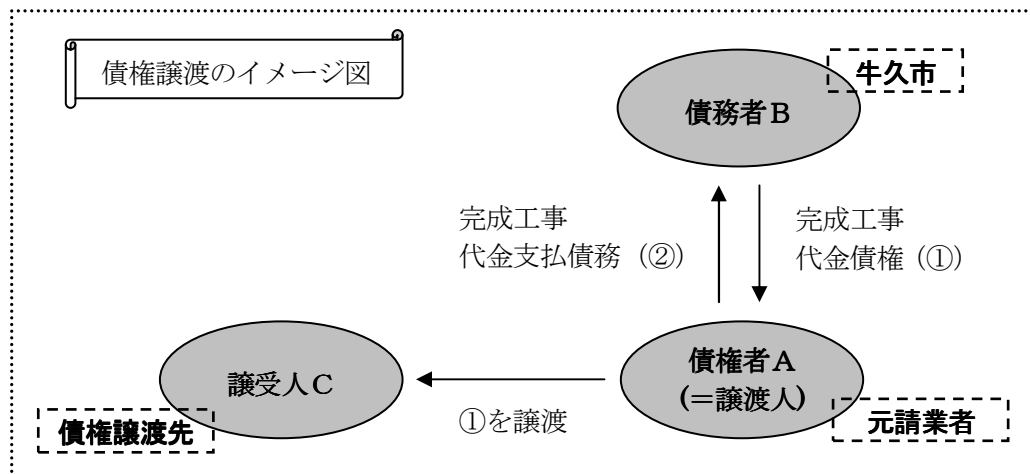
なお、事業協同組合等については、(財)建設業振興基金の出捐団体であること、定款上の事業として貸付事業を行うことを定めていることなどの要件があります。

Q 6：融資制度の相談窓口はどこになりますか。

A：保証事業会社（東日本建設業保証株式会社）は、本融資制度の相談窓口を設けて、建設業者から問い合わせがあった場合に、制度の紹介を行う等融資の相談に応じます。

Q 7：債権譲渡とはどのようなものですか。また、停止条件付債権譲渡を採用していますが、それはどのようなものですか。

A：債権譲渡とは、「債権の同一性を保ちながら契約によって債権を移転させること」です。下図のイメージ図を参考に具体的な事例に沿って説明します。工事を請負っている建設業者Aが運転資金調達のため、知人Cより運転資金を借りました。このとき、Aは、万一返済ができない場合に知人Cに迷惑をかけるので、Aが持っているBに対する同額の債権（B発注工事に対する完成工事代金債権：①）をCに譲渡しました。これが債権譲渡の仕組みです。これにより、万一Aが返済できないとき、CはAから譲り受けた債権①に基づき工事代金の支払い請求をBに対し行うことで、Aに対して貸し付けた額と同額をBから受け取ることができます。これを本制度に置き換えて考えてみるとAが建設業者、Bが発注者、Cが債権譲渡先になります。



また、市発注工事においては、停止条件付債権譲渡契約を採用しています。具体的には、まず元請業者と債権譲渡先との間で「債権譲渡についての発注者の承諾を得ること」を停止条件とする債権譲渡契約を締結します。しかし、その段階では、その債権譲渡は効力を生じません。停止条件である債権譲渡についての発注者の承諾によって、債権譲渡が効力を生じるようになります。この方式では、以下の2点について注意が必要です。

- (1) 債権譲渡契約を締結した段階では、債権譲渡先は、担保として有効な工事請負代金債権を取得していません。というのは、停止条件は、法律行為の効力の発生を将来の不確定な事実の成否にかからせる特約（附款ともいう。）であるので、発注者の承諾によってはじめて条件が成就したこととなり担保として有効な債権を取得することになります。したがって元請業者に融資を実行するのは、この発注者による承諾後となります。
- (2) 下請業者等による「受益の意思表示」（Q13 参照）については、債権譲渡契約を締結

した後であれば、発注者による承諾前でも受け付けることは可能です。ただし、その根拠となる「債権譲渡契約」が「発注者の承諾」という停止条件付きのため、下請業者等が取得する権利も停止条件付き権利であり、発注者による承諾後に効力を生じることとなります。したがってその段階で条件が成就していない場合は、停止条件付の権利として、第三者に対抗できません。また、第三者対抗要件は確定日付をとった日から効力を生じます。

Q 8 : 債権譲渡の対抗要件とはどのようなものですか。またどのような手続を行えばいいのですか。

A : 債権譲渡の対抗要件とは、債権譲渡の事実を債務者や第三者に対して主張するための法律要件です。具体的には、債権譲渡した場合、その債権の譲受人が債務者に対して自分が債権者であることを主張するためには、譲渡人から債務者に対して債権譲渡の事実を通知するか、債務者の承諾を得なければならないこととされています。

また、その債権譲渡の事実を債務者以外の第三者、すなわち、債権の二重譲受人等に対して主張するためには、この債務者への通知または承諾の手続は、確定日付のある証書によって行わなければならないとされています（民法第467条第2項）。

さて、上記を本制度に照らして考えると、債権者（＝譲渡人）：元請業者、債務者：市、譲受人：債権譲渡先になります。そして債務者へは、債権譲渡の承諾により対抗できます。

第三者への対抗要件については、官庁又は公署において、私署文書（例：「債権譲渡承諾依頼書」等）にある事項を記入し、これに日付を記載したときはその日付をもってその証書の確定日付とされます。よって債権譲渡承諾書の確定日付欄に市が承諾日を入れることにより、第三者への対抗要件となります。この場合には、市は、専用の債権譲渡整理簿（様式第4号）により申請日等を管理することとしています。

（参考）○民法施行法（明治31年法律第11号）（抄）

第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一～四 （略）

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

六 （略）

②・③ （略）

Q 9 : 債権譲渡を承諾する時点はいつですか。また、承諾に当たっての当該工事の出来高確認はどのように行いますか。

A : 当該工事の出来高（債務負担行為に係る工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降です。なお、承諾に当たっての当該工事の出来高の確認については、工事履行報告書（様式第2号）により行うものとしています（出来高の査定ではありません）。

Q10：工事請負代金の振込先の変更はどのように行いますか。

A： 発注機関は、元請業者及び債権譲渡先から連署にて債権譲渡通知書兼融資実行報告書（様式第7号）を受けたときは、工事請負代金の振込先を遅滞なく債権譲渡先の指定口座に変更することとしています。

Q11：債権譲渡承諾後に部分払や中間前金払の請求はできますか。

A： 債権譲渡承諾後は、部分払や中間前金払の請求はできません。

Q12：債権譲渡後に請負金額の変更があった場合はどうなりますか。

A： 契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡契約証書（様式3）の金額は変更後のものとなります。この場合、元請業者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書（契約変更承諾書）の写しを提出して通知しなければならないこととしています。

Q13：下請保護については、どのような方策が用意されていますか。

A： 本制度において元請倒産時に直接保護される下請業者等の範囲は以下の2つです。

- ・本件工事請負契約を履行するために使用する、元請業者と直接の契約関係にある下請業者等（法人、個人を問いません）
- ・本件工事請負契約を履行するため資材を提供する、元請業者と直接の契約関係にある資材業者（法人、個人を問いません）

これらの下請業者についての保護策は、以下のものです。ただし、地域建設業経営強化融資制度においては、(2)の適用はありません。

(1) 融資の際に、債権譲渡先が元請業者の「下請業者への支払計画書」を確認
⇒下請代金支払の適正化を図る

(2) 債権譲渡契約時における一定の下請保護特約の締結
⇒元請倒産時における下請代金の確保

下請保護特約については、一般に、元請業者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、以下の2つの特約を定めることを要件としています。

（債権譲渡契約証書（様式3-①第7条）を一部抜粋）

- 1 被担保債権の中に乙の貸金債権と下請債権とがあるときは、譲渡債権のうち□□%については下請債権が優先し、乙は、下請負人への支払をしたその残額について乙の貸金債権への弁済に充当することができる。
- 2 被担保債権のなかに乙の貸金債権と下請債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、下請負人は、乙の貸金債権の弁済に充当した残金について、支払を受けることができる。

1については、定率方式と呼ばれるもので、元請業者が倒産により下請業者等への支払ができなくなった場合に、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、元請業者に代わって下請業者等に代金を支払う方式です。なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、元請業者と債権譲渡先の間で任意に定めるものとします。

2については、残余方式と呼ばれるもので、元請業者が倒産により下請業者等への支払ができなくなった場合に、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から元請業者への貸付金を精算の上、残余の部分を元請業者に代わって下請業者等に支払う方式です。ただし債権譲渡先の事務体制に鑑み、当分の間は、以下3の特約も認めることにしています。

(債権譲渡契約証書(様式3-②)第7条)を一部抜粋)

3 乙が丙より受け取る譲渡債権金額から前条に規定する乙の貸金債権を精算の上、甲の倒産による任意整理において、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って乙は残余の部分を甲に代わって下請人等に支払うこととする。

3については、特例方式と呼ばれるもので、元請業者が倒産により下請業者等への支払ができなくなった場合に、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から元請業者への貸付金を精算の上、残余の部分を元請業者に代わって下請業者等に支払うことにつき、債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行う方式です。この場合には、債権譲渡先の事務体制を整備の上、1又は2への移行を図るようにすることとしています。

また元請倒産時において、下請業者等が支払を受けるためには、融資時に下請業者等への支払計画等を元請業者から債権譲渡先に提出する際などに、元請業者と下請業者等の連署による「下請業者等の受益の意思表示」を書面にて提出させることとしています。これは、元請業者が倒産した場合に、債権譲渡先が元請業者に代わって下請業者等への支払を行うという契約は、民法における第三者のためにする契約であり、第三者たる下請業者等が債権譲渡先より支払を受ける権利は、契約の利益を享受する意思表示しなければ発生しないからです(民法第537条第2項)。なお、元請業者がJVの場合は、下請業者等と共同企業体の連名で債権譲渡先に対して行います。また、受益の意思表示の書面には、第三者対抗要件である確定日付を取得しておくことが望ましいです。

Q14: JVについても利用可能ですか。

A: 元請が共同企業体(JV)の形態をとっていても、本制度の利用は可能です。ただし、JVは、民法上の組合の一種と考えられ、組合財産については、各組合員による分割請求が認められない(民法第676条第2項)ことから、債権譲渡について、JVの各構成員が単独で自らの持分に相当する債権のみの譲渡を求めることはできません。本制度により譲渡される債権は、工事請負契約に基づくものであり、組合としての共同企業体の場合における債権譲渡の手続きについては、JV名に構成員全員の名を加えて、債権全体を一括して譲渡するという取扱いとなります。

また資本の額や従業員数の考え方については、債権譲渡先の判断によることとなります。

なお、融資については、まず融資先名義はJVの名称を冠した代表者になります。借入の手続は共同企業体（JV）の名称を冠した代表者が行い、それによって、JVの借入債務は各構成員が連帯して責任を負うこととなります。この場合、債権譲渡先としては、JVの名称を冠した代表者が行う工事請負代金債権を担保とした借入について全ての構成員が承諾していることを明らかにし、且つ貸付金を保全するため、代表者以外の全ての構成員を連帯保証人としてとしています。そして、資金の流れとしては、債権譲渡先がJVの名称を冠した代表者名義の別口預金口座に貸付金を振り込み、当該別口預金口座より、各構成員に対しその出資比率等に応じて借入金を分配したり、取引業者に対し支払等の資金取引を行います。

Q15：元請業者の瑕疵担保責任はどのようになりますか。

A： 譲渡されているのはあくまでも工事請負代金債権ですので、瑕疵担保責任は当然に元請業者に留保されます。その旨は発注者に申請する債権譲渡承諾依頼書（様式第1号）及び発注者が交付する債権譲渡承諾書（様式第3号）にもあらかじめ明記することになっています。

Q16：履行保証契約をしている場合にも利用できますか。

A： 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、元請業者はあらかじめ保証人等の承諾を得ることとしています。ただし、履行保証契約のうち役務的保証が必要とされているものについては、元請業者が倒産した場合においてその事務手続が複雑になるため、本制度の対象外となっています。

Q17：元請業者が倒産した場合の手続はどうなりますか。

A： これらの制度においては、債権譲渡により、工事請負代金債権が債権譲渡先に譲渡されており、工事請負代金の請求は債権譲渡先が行うことになっています。よって、万一、元請業者が倒産した場合も発注者の出来高査定後において、債権譲渡先が指定する口座に振り込むこととなります。なお、当該元請業者が、債権譲渡の対象となった工事（A工事）と、そうでない工事（B工事）を市から同時に請け負っている場合において、B工事に係る市の違約金等の債権を、既に債権者が債権譲渡先に変更されているA工事に係る市の工事代金支払債務と相殺することはできません。

Q18：これらの制度の利用により、元請業者が発注者から不利益を受けたり、風評被害にあらうことはありますか。

A： 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるもので、発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、元請業者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分注意することとしています。

なお、本制度に係る債権譲渡によって元請業者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではありません。